

第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み結果

(平成29年度)

平成30年 8月
南アルプス市

第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み結果（平成29年度）

【取組達成度】
 A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したもの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成29年度計画	平成29年度の取組内容		取組達成度	
1 財政の健全化													
●歳出の見直しと歳入の確保により収支均衡と将来負担の軽減が図られる財政基盤の確立													
	①歳出構造の見直し	1		有利な市債の有効活用による将来負担の軽減（健全化判断比率の抑制）	【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	行政評価による事務事業の取捨選択を行なうとともに、交付税算入率の高い、有利な地方債を模索しながら、普通建設事業費の圧縮。施設統廃合による物件費の圧縮等による基金取り崩しの抑制を図る。	財政計画	・健全化判断比率を次のとおりとする。 実質公債費比率 6.3%以下 将来負担比率 27.1%以下 ※実質公債費比率：一般会計等が負担する市債の元利償還金及びそれに準ずる償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合 ※将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合	・計画的な市債発行、償還。これに見合った普通建設事業の推進。施設統廃合による物件費の抑制。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 財政計画値 ・実質公債費比率 4.7% ・将来負担比率 ▲0.7%	・実質公債費比率 4.7% ・将来負担比率 ▲10.5%	地方債発行額は前年度より増加しているものの、繰上償還や基金積立を行い、比率抑制に取り組んだ。	A	今後は歳入の減少が見込まれるので、適切な地方債発行、基金管理を行い、健全財政を維持していく。
		2		基金の確保と活用	【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	・基金を一定額確保しつつ、必要な事業等の財源として適切な活用を図る。	財政計画	・年度末財政調整基金等残高101億円以上の確保（財政計画値 101.1億円）	・基金については、取り崩しを行わず、減債基金に1億円を積立て、平成29年度末基金残高を106億円以上確保する。 [参考] 財政計画値 ・財政調整基金残高41億円 ・減債基金残高25億円 ・公共施設整備等事業基金40億円	・財政調整基金残高 40.7億円 ・減債基金残高 26.2億円 ・公共施設整備等事業基金残高 40.1億円	減債基金に1.3億円積立て、平成29年度末基金残高107億円を確保した。	A	予算規模が縮小されるため、計画的な基金の取り崩しが求められる。 ※計画的な繰上償還も実施する。
		3		補助金・交付金の見直し	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準に基づいて、必要性や妥当性、補助率や終期等を検証し、適正な金額への見直しや整理・統合を図る。	南アルプス市補助金等交付規則 南アルプス市補助金等交付基準	・南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準の一定の基準の下、すべての補助金等について見直しが行われている状態	・既設の補助事業等が、南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準に基づく運用が成されるかを審査する。	予算査定時には、補助対象者、対象経費、金額、交付要綱等に基づき精査している。	補助事業等については、事業の必要性、緊急性、公平性、有効性に基づいて予算査定時に精査している。新規事業等についても同様である。	B	既存事業を含め、再度内容、実施要綱等を精査し見直ししていく必要がある。新規事業等についても同様である。
		4		経費の節減・合理化の徹底	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員のコスト意識を高めるとともに、より効率的・効果的な方法となるよう、執行管理手法を見直し、経費の節減、合理化の徹底を図る。 ・工事、備品購入、業務委託等の契約方法についての見直し。	財政計画	・財政計画に沿って、消耗品費や庁舎の光熱水費等、物件費等の節減が図られている状態	・経費節減等に対する目標達成に向けた執行管理を全庁的に行なう。	予算査定時には、単価確認や積算根拠などについて確認している。	必要に応じ、内容の見直し等を依頼している。	B	・推計による今後の動向を周知するとともに、事務事業評価に基づく事業見直し、予算削減の徹底を図る。 ・維持管理経費の削減は限界があるため、公共施設等総合管理計画で計画している施設の計画的な除去の実施により施設総量の削減を並行して取り組んでいく必要がある。
		5		市の規模に見合った安定的な予算規模の構築	【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	・歳入規模に見合った歳出規模への見直しを進め、財政計画に基づく予算規模への計画的な縮小を図る。	財政計画	・財政計画における一般会計の歳入決算規模 294億円	・財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 一般会計の歳入決算規模 338億円	一般会計の歳入決算335億円	普通建設事業における入札の不用額や次年度への繰越により、地方債の発行額が計画値より減少したため、歳入決算額が目標値を下回った。	A	今後は歳入の減少が見込まれるため、歳出構造の見直しを図り、歳出の削減を図っていく必要がある。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成29年度計画	平成29年度取組内容		取組 達成度	
②歳入確保の取組推進			1	市税等の徴収率の向上に向けた取り組みの推進	【取組主管課】 ●税務課 ・収税対策課 【関係課等】 ・国保年金課	・庁舎増改築により執務環境が整備され、徴収体制の見直し、徴収体制の強化等に取り組み、徴収率の向上を図る。 ・山梨県滞納整理推進機構の支援事業活用による徴収強化に取り組み		自主財源の確保を達成目標とする徴収体制の見直し、改善を図る目標の指標は現年+過年の徴収率の向上を目指す 市税 現年分徴収率 98.5% 滞線分徴収率 22.0% 市税合計 95.0% 国保税 現年分徴収率 95.0% 滞線分徴収率 23.0% 国保税合計 77.0%	・滞納処分及び納税相談の実施 ・口座振替等の推進 市税 現年分徴収率 98.4% 滞線分徴収率 23.9% 市税合計 93.3% 国保税 現年分徴収率 93.0% 滞線分徴収率 24.5% 国保税合計 76.5%	現年度+過年度の徴収率の向上を目指した。 市税 現年分徴収率 98.6% 滞線分徴収率 27.5% 市税合計 94.6% 国保税 現年分徴収率 93.6% 滞線分徴収率 24.3% 国保税合計 79.2%	滞納処分及び納税相談、口座振替等の推進を図り徴収率の向上を目指した結果、市税は1.3ポイント、国保税は2.7ポイント目標より増とすることが出来た。	A	今後も市税の徴収率を上げるためには、徴収体制の強化、滞納処分執行可能な課税措置を講じることが必要である。 国保税においては、資格証明書の交付等法令に基づく厳正な措置の実施が必要である。
			2	未利用財産の売却・貸付の促進	【取組主管課】 ・管財契約課 【関係課等】	普通財産や行政財産の内、未利用部分が確認された財産については、有効活用を検討し、処分（売却・貸付）を促進する。	売却可能リスト等の抽出	・計画期間内に未利用財産の処分（売却・貸付）目標額の5年間の総額を次のとおりとする。 「普通財産」 目標額 65,000千円 ・売却額 25,000千円 ・貸付額 40,000千円	公会計管理台帳システム上の資産情報を活用し、処分可能資産と有効活用可能資産の整理分析を進める。 公有財産処分審査委員会（仮称）の設置と処分事務について例規の整備を行い、一般競争入札により処分を進める。 [達成目安] 目標額 10,000千円 ・売却額 5,000千円 ・貸付額 5,000千円	・普通財産売却額 1,198千円 ・法定外公共物私下 10,429千円 合計 11,627千円 ・使用料・賃借料 10,778千円	・売却額、貸付額は目標額を達成することが出来た。 ※一般競争による公売については、未実施に終わった。	A	・公有財産処分委員会は設けず、主管課長会議・庁議・部局連絡会を利用し、処分の可否を決定する。 ・貸付額の年度目標は達成できているので来年度から貸付額の目標を5,000千円上げて10,000千円とする。
			3	その他の自主財源の確保	【取組主管課】 ●政策推進課 ・秘書課 ・環境課 ・都市計画課 ・行政改革推進室 【関係課等】	・職員が財源獲得の意識を持ち、広告事業の推進、ふるさと納税の促進、その他財源の確保等の取組を推進する。		・自主財源収入額を次のとおりとする。 ふるさと納税 200,000千円以上 ネーミングライツ 5,000千円以上 有料広告収入 600千円以上	・広報や市ホームページ、市名入り各種封筒に有料広告を掲載する。 ・全庁を挙げて、新たな広告媒体や自主財源の確保策の検討を進める。 [達成目安] ふるさと納税 200,000千円以上 ネーミングライツ 4,500千円以上 有料広告収入 600千円以上	ふるさと納税 - (返礼品・送料) 604,403千円 - (169,965千円) =434,438千円 ネーミングライツ 4,500千円 ホームページ広告 340千円 コミュニティバス車体広告 172千円	・ふるさと納税ポータルサイト上で本市のシャインマスカットが4月～5月上旬に全国で最も注目されたことから、ふるさと納税寄附金額・件数とも格段に増加した。 ・HPバナー広告料は1枠の単価が上がったことにより増加した。 ・コミュニティバスの車体広告料を新たに追加することが出来た。	A	・ネーミングライツについては新規施設を検討していく。 ・HPの広告収入を上げるためHPの魅力をあげる。 ・ゴミ袋の広告収入が無い場合、広告料の見直しを検討する。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成29年度計画	平成29年度取組内容		取組 達成度	
③公営企業等の健全経営			1	上下水道事業の健全経営の維持	【取組主管課】 ・企業局 【関係課等】	・将来にわたって安定的に事業を継続するために、経営戦略、実施計画を策定し、この計画を推進することにより、健全な経営を維持する。	南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画（計画期間：平成29年度～平成38年度）の取組推進により、健全経営が維持された状態	・南アルプス市水道事業経営戦略の策定	南アルプス市水道事業経営戦略を策定（計画期間平成29年度～平成38年度）	予定通り完了。 水道委員会及び議員説明会において公表。 指摘・意見等を踏まえ、修正。	A	なし
			2	下水道事業の健全経営に向けた取り組みの推進	【取組主管課】 ・下水道課 【関係課等】	・国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（H26.8.29付け通知）を踏まえ、平成31年度からの公営企業会計への移行を目指す。 ・汚水処理施設整備構想に基づき、効率的かつ有効的な整備促進を図っていく。	・南アルプス市汚水処理施設整備基本構想（下水道アクションプラン） ・南アルプス市公共下水道全体計画・事業認可計画	・公営企業会計での適正な運用 ・汚水処理施設整備基本構想に基づいた整備促進 ・生活排水クリーン処理率 78.1%	[公営企業会計への移行] ・固定資産の調査・評価 ・システム構築 ・組織の検討 ・条例、規則等の改定に着手 [未普及地域の整備促進] ・ストックマネジメントを含めた南アルプス市公共下水道全体計画・事業認可計画の見直し ・汚水処理施設整備構想に基づき、整備区域の拡大を図る	[公営企業会計への移行] ・固定資産の調査・評価済み ・システム構築の準備は済み ・組織の検討は関係各課と随時協議している。 ・条例、規則改定は関係課と調整している。 [未普及地域の整備促進] ・全体計画・事業計画の見直しは30年度に計画している。 H29年度末生活排水クリーン処理率 70.6%	[公営企業会計への移行] ・固定資産調査、評価は資料の不足等により手間取ったが、年度目標は達成できた。 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備構想に基づき、整備区域の拡大を図った。（整備面積A=29.01ha）	A	[公営企業会計への移行] ・委託業者と密に連絡を取り、業務に落ち度がないよう注意を払う。 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備基本構想（下水道アクションプラン）策定により事業費増大（ただし、H30は打ち切り決算）を見込み、人員増強を調整する。
			3	特別会計の効率的な運営（国民健康保険特別会計）	【取組主管課】 ・国保年金課 【関係課等】	国の社会保障制度改革のひとつとして、持続可能な医療保険制度の構築を目指し、国保制度改革が施行されることになった。平成30年度からの都道府県化に向けて市として必要な準備、取り組みを進めていく。	山梨県国民健康保険運営方針	安定的な財政運営と効率的な事業の実施 徴収体制の見直し 現年保険料収納率：95%	平成29年度に決定する山梨県国民健康保険運営方針や納付金の確定を踏まえ、保険料率の算出、国保システム環境の整備、事務手続きの変更確認、当初予算編成、条例改正などの対応 特定健康診査等実施計画、データヘルス計画策定 現年収納率：93%	○保険料率の据置を決定 ○都道府県化に対応したH30当初予算を作成 ○国保情報集約システム等の整備を実施 ○条例改正を実施 ○第3期特定健康診査等実施計画、第2期データヘルス計画策定 ○収納率：93.59%	○都道府県化に向け、保険料率の決定や予算編成、システム整備、条例改正の実施、事務手続きの変更準備等を適正に行なうことができた。 ○レセプトデータ及び特定健診等のデータを分析し、被保険者の健康の保持増進、医療費適正化を推進していくための「第3期特定健康診査等実施計画、第2期データヘルス計画」が策定できた。 ○納税相談、口座振替の推進等により、収納率93.59%を達成した。	A	○翌年度納付金額の算定状況を注視しながら、国保料率の見直しを検討していく。 ○現年度収納率のさらなる向上のため、催告書の時期、回数等の検討など、収納対策強化が必要。
			3	特別会計の効率的な運営（介護保険特別会計）	【取組主管課】 ・介護福祉課 【関係課等】	・事業計画等を策定し、将来的な見直しを持った上で、将来負担の軽減につながる予防関連事業等の取組や給付適正化の取組を強化し、健全経営を推進することにより、特別会計への繰出金の抑制を図る。	・介護保険事業計画 ・高齢者保健福祉計画	・介護予防「百歳体操」の普及（高齢者600人程度） ・ケアプランチェックの全件実施を行なう。	・予防関連事業の「百歳体操」の普及（高齢者300人程度） ・新規のケアプランチェックを実施する。 ・縦覧点検による給付適正化を図る。	・百歳体操の普及はこれまでに立ち上がった26グループへ継続支援を行い、老人クラブや健康フェア、ボランティア団体等に広く周知を行った ・新規ケアプランの提出依頼を行い、市内・外の居宅支援事業所から提出していただいた。 ・縦覧点検を行い短期入所長期利用者の未届に対して居宅支援事業所への届出を依頼し判定会の開催。	・百歳体操の拠点が36グループ、500人以上の市民参加を得た。 ・提出事業所ごとに管理者等と面談を行い結果の報告を行った。（プラン数532件予防含む） ・判定会の結果に応じて、検討内容を提出してもらいケアプランの適正化を図っている。	A	・百歳体操は新規グループを増やすために、パンフレットの作成、協議体・高齢者関係団体等と連携し周知を図っていく。 ・現在利用している事業所等については、ほぼ面談を行なうことができたため、今後は指導等が必要なプランについて面談を行なうこととし、効率化を図っていく。 ・縦覧点検の結果からケアプラン点検へつなげるようにしていく。
			3	特別会計の効率的な運営（下水道事業特別会計）	【取組主管課】 ・下水道課 【関係課等】	・公営企業会計適用後、適正な下水道使用料への改定を行なうとともに、収納率の向上に取り組み、特別会計への繰出金の抑制に努める。 現年分徴収率 97.7% 滞繰分徴収率 24.2%		・公営企業会計が適用され、適正な使用料へ改定されている。 ・滞納整理の強化により徴収率の向上が図れている。 現年分徴収率 98.5% 滞繰分徴収率 25.0%	・公営企業会計移行期間 ・収納率向上のため企業局と連携し、口座振替の推進や積極的な滞納整理の実施 ・下水道使用料見直しの検討 現年分徴収率 98.0% 滞繰分徴収率 24.5%	・公営企業会計移行準備（固定資産調査・評価等） ・下水道使用料収納状況 現年分徴収率 97.9% 滞繰分徴収率 29.8%	・公営企業会計移行業務については、年度目標を達成している。	A	・年2回の滞納整理や催告書発送、企業局の停水予告に合わせた滞納者訪問のほか、分納誓約者の納付状況を確認し、より良い納付方法を再検討する。
			3	特別会計の効率的な運営（山梨県北岳山荘管理事業特別会計）	【取組主管課】 ・観光商工課 【関係課等】	・北岳山荘の所有者である山梨県と管理協定や管理運営方法の見直し等、県への返還も含め協議を始めており、市の負担がこれ以上増大するようであれば近い将来返還をしなければならない。	—	施設の方向性について決定を行っている。	山梨県の担当窓口である観光部観光資源課と協議。	平成29年9月6日（水） 第1回目協議 県：観光資源課長他2人 市：課長、リーダー、担当 平成29年11月30日（木） 第2回目協議 県：観光資源課長他2人 市：課長、リーダー、担当 平成30年1月18日（木） 第3回目協議 地元県議会議員 県：観光資源課長他2人 市：課長、リーダー、担当	管理協定を見直しに伴う管理運営方法の案を双方提示し、メリット、デメリットについて協議を行った。 また、2月定例会議において、地元選出の県議会議員がこの協定見直しについて質問を行った。 平成30年度も定期的に協議していくことが確認され、県が現地視察を実施することになった。	A	なし

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成29年度計画	平成29年度取組内容		取組 達成度	
2 行政経営システムの見直し													
●経営資源の適正配分により公共サービスを最適化する行政経営システムの見直し													
①マネジメントシステムの強化	1	優先的事業の重点化	【取組主管課】 ●政策推進課 ・行政改革推進室 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・第2次総合計画に位置付けられた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の選定や関連付け、優先順位付け、見直しなどの方針を定めるため、施策優先度評価会議を実施する。	第2次総合計画	・第2次総合計画に基づく事業の見直し、組み換えが行われ、社会経済情勢等の変化をとらえた政策・施策が効果的に展開されている状態	・第2次総合計画の進捗管理を行なう ・施策優先度評価会議の実施により、第2次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の関連付け、優先順位付け、見直し、組み換えなどの方針を定め、予算編成に反映する。	・施策マネジメントシートにより第2次総合計画の進捗管理を行った。 ・施策優先度評価会議の結果により行政経営方針及び予算編成方針を作成した。 ・総合計画の施策体系と予算の体系が異なっているため、直接的に反映しにくい部分があるため、個別査定方式とした。	予算配分において施策別枠配分方式から個別査定方式に代えたため、予算配分のマンネリ化を解消することができた。しかし、第2次総合計画の施策数が23本と少なく、一つの施策の範囲が大きいため、優先的事業に予算を多く配分したとしても、施策だけで見ると分かりにくいところがあった。	B	効率的な進捗管理と予算配分のメリハリが分かるようにするため、第2次総合計画の23本の施策及び施策目標（指標）、施策重点事業について見直しを行なう。		
	2	徹底した事務事業の見直し	【取組主管課】 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・全ての課等	・事務事業評価により事業の「改善・廃止」の適切な進捗管理を行い限られた経営資源を最適配分する。	第3次行政改革大綱・実施計画	・事務事業評価の実施及び適切な進捗管理により、限られた経営資源が最適配分され、市民が真に必要なサービスが提供されている状態	・事務事業評価により事業の「改善・廃止」の進捗管理を行い、毎年度の予算要求において、評価結果と連動した予算編成を行なう。	事務事業評価の結果、H29年度の事務事業数は1,136事業あり、今後の方針案として現状維持が874事業、改善・廃止等が262事業となった。	H30の予算要求は、H28年度の事務事業評価を反映させたものであり、1年間のブランクが生じる結果となった。	B	前年度の事務事業評価を、翌年度の予算執行時に反映させる。		
	3	各種整備計画の策定と運用	【取組主管課】 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・整備計画を有する所管課	・事業の優先順位を定めた整備計画を策定し、財政状況に応じて優先度の高い事業から効果的かつ計画的な事業実施を図る。	各種整備・整備計画、長寿命化計画	・分野ごとに整備計画が策定され、優先度の高い事業から実施されている状態	・個別計画の策定状況について調査 ・必要に応じて計画の策定動奨	公共施設について長寿命化計画等の状況調査を行った。	計画どおり進捗している。	B	保育施設、スポーツ施設等未策定の計画策定支援		
	4	部局ごとの目標管理の実施	【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・計画的な施策や事業等の推進のため、各部局や課等において予算編成に合わせ取組目標を設定し、進捗管理を実施する。	-	・部局や課等の目標が設定され進捗管理が行われている状態（PDCAサイクルに基づく取組が定着している状態	・部局や課等の目標を設定する（役割・使命・経営方針、事業の目標など）。 ・部局や課等の目標及び市長公約を進捗管理する。（目標達成度、成果等）	・市長公約、重点目標の市長ヒアリングを実施。 ・期首・4月下旬 ・期中（管理）11月上旬 ・期末・3月下旬 ・ヒアリングの実施により、市長公約、重点目標の具体的な取組内容、進捗状況を把握することが出来た。	・期首ヒアリングを4月下旬に実施したことで、年度早期に各部局の目標、取組内容を共有することが出来た。 ・期中管理では、進捗状況や取組み状況などについて取りまとめ、市長へ報告を行った。市長からの個別指示事項は担当課へ伝達し、全体に関わるものに対してはインフォメーションにより周知を行った。	A	今後も進捗状況の把握に努める。		

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成29年度計画	平成29年度取組内容		取組 達成度	
		②民間活 力の活用	1	民間への業務委託等 の推進	【取組主管課】 ・行政改革推進 室 【関係課等】 ・全ての課等	・国の公共サービス改革基本方針 や全国の自治体の民間委託等の導 入実績また、施設の民間譲渡によ る民営化等の検証を行い、民間へ の業務委託等の検討・推進を図 る。	第3次行政 改革大綱・実施 計画	・民間委託等の効果が認められる 業務について、委託等が推進され ている状態	・国の公共サービス改革基本方針 や全国的な自治体の民間委託導入 実績を踏まえ、当市の現状に沿っ た業務委託を検討する。	国が抽出した主要17項目の民間委 託の実施状況調査を実施した。 (本庁舎清掃、夜間警備、総合案 内、電話交換、公用車運転、し尿 収集、ごみ収集、学校給食調理、 学校給食運搬、学校用務員事務、 水道メーター検診、道路維持補 修、ホームヘルパー、在宅配食 サービス、情報システム、ホーム ページ、調査集計)	17項目の事務のうち学校給食調理 事務が直営となっているので、業 務委託について今後検討してい く。 また、各担当において、業務委託 可能な業務を検討している。	B	当市の現状に沿った業務委託を検 討する必要がある。
			2	指定管理者制度の導 入と適正な運用	取組主管課等】 ・行政改革推進 室 【関係課等】 ・施設等を所管 する全ての課等	・指定管理者制度の導入効果や運 用方法等の検証を行なう。 ・効果が見込まれる施設への制度 の導入、及び既に導入済みの施設 で効果が見込めない施設の直営管 理への切替（継続を見込む施設に 限る）を進める。	南アルプ ス市指定 管理者制 度の適用 に関する 基本方針	・真に制度の導入効果が得られる 施設について導入が進み、適切に 運用されている状態	・南アルプス市指定管理者制度の 適用に関する基本方針に基づき、 指定管理施設の更新又は見直し、 及び新規導入を進める。 ・指定管理者制度を導入した施設 については、モニタリングの実施 により管理運営状況を的確に把握 するほか、制度の適切な運用を行 なう。	・平成29年4月1日現在 協定数36（施設数72） （内 1協定6施設9月末で終了した ため指定管理更新施設無し） ・モニタリングの実施により管理 運営状況を把握し、制度の適切な 運用を行った。	施設の管理運営状況を把握するこ とが出来た。	B	・引き続き指定管理施設の更新又 は見直し、及び新規導入を進め る。 ・指定管理者制度の適切な運用に つなげるためガイドラインを作成 することによって統一的な考え方 を示すことが出来る。
		③公共施 設の見直 し	1	計画的な再配置の実 施	【取組主管課】 ・行政改革推 進室 【関係課等】 ・施設等を所管 する全ての課等	・公の施設について、公共施設等 総合管理計画、公共施設再配置ア クションプランに基づき施設の目 的と機能、利用実態、地域バラ ンス等を勘案し、適正配置に向け た取組の推進を図る。	公共施設 等総合管 理計画 公共施設 再配置ア クション プラン	・公の施設の総量を抑制した上 で、適正配置されている状態	公共施設等総合管理計画、公共施 設再配置アクションプランに基づ き、再配置の取組を進める。	公共施設等総合管理計画、公共施 設再配置アクションプランに基づ き、施設を所管する担当課と再配 置の取組を行なった。	一部、用地交渉が不調で計画変更 せざるを得ない施設があった。 (白根支所西側用地)	B	一部施設の再配置の変更を検討 し、来年度は集中取組期間の最終 年度であるので適正な進捗管理を 行なっていく。
			2	計画的な除去の実 施	【取組主管課】 ・行政改革推 進室 【関係課等】 ・施設等を所管 する全ての課等	・用途廃止する施設について、安 全管理面や費用対効果を検証しな がら計画的な除去を図る。	公共施設 等総合管 理計画	・公共施設等総合管理計画に記載 している施設の情報が適宜更新さ れ、計画的な除去が行われている 状態	・公共施設等総合管理計画を適宜 更新するとともに、老朽化による 危険度や財源確保の可能性を検証 しながら、計画的な除去を実施す る。	八田農業者健康管理センター、地 域活動支援センターさがる館の解 体を行なった。	公共施設等総合管理計画に計画さ れている施設の除去が計画どおり 進めた。	B	新規建設する施設もあるので目標 以上に削減する必要がある。
			3	計画的な保全・長 寿命化の推進	【取組主管課】 ・行政改革推 進室 【関係課等】 ・施設等を所管 する全ての課等	・施設の維持管理や更新費用の軽 減・平準化を図るため、公共施設 等総合管理計画を策定し、計画的 な保全・長寿命化を推進する。	公共施設 等総合管 理計画	・公共施設等総合管理計画に基づ く適正な施設管理が行われている 状態	・公共施設等総合管理計画に基づ く取組を進める。 [具体的な取組] ・長寿命化…個別計画の整備・更 新を行なう。 ・保守・点検…マニュアル策定を 進める。	長寿命化計画の策定状況の調査を 行った。	・長寿命化計画の策定状況は把握 できた。 ・策定済 公園、市営住宅、道 路、橋梁 ・策定中 学校教育系施設、 ・未策定 文化施設、社会教育施 設、地域集会施設、スポーツ施 設、産業系施設、子育て支援施 設、保健・福祉系施設、行政系施 設、消防系施設、農道、林道、河 川、道路構造物、上水道、下水 道、簡易水道、農業集落排水	C	・保守点検マニュアルの策定につ いて検討を行なう。 ・長寿命化計画を未策定の施設に ついては策定支援を行なう。
			4	借地の解消、借地 料の見直し	【取組主管課】 ・管財契約課 【関係課等】 ・施設等を所管 する全ての課等	・市が借り受けている土地につい て、今後の使用状況等を検討した 上で、借地契約の解消（返還・買 収）や借地料の見直しを図る。	-	・借地契約が必要な土地につい て、地権者との合意により、可能 な限り、適正な借地料となってい る状態を目指す。	・管理している借地の状況につい て個別に調査・分析を行い適正処 理を進めていく。	白根飯野地内の借地については、 前年の返還方針に基づき、関係課 に今後の利用の有無の聞き取りを 行った。	返還が可能な借地の抽出は行なう ことが出来たが、代替用地の用地 交渉が不調となり、この借地は継 続することになった。	B	継続することになった借地につい ては、白根支所周辺の駐車場整備 終了後、利用状況を検証し今後検 討する。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成29年度計画	平成29年度取組内容		取組 達成度	
		④市民とのコミュニケーションの充実	1	分かりやすい市政情報の発信	【取組主管課】 ・秘書課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・ホームページ等の情報の最新化や最適化を通じて、分かりやすい市政情報の的確かつ迅速な発信を図る。	-	・最新かつ正確な市政情報が、小中学生から高齢者まで幅広い世代に分かりやすく伝わる内容で発信され、その情報を容易に入手できる状態	市ホームページリニューアルの方向性をまとめ、コンテンツ、システム、運営体制の構築を図ると同時に、職員研修を行なう。	HPをリニューアルしH30.3.1に公開した。合わせて、スマートフォン画面の閲覧が可能になった。また、Facebookの利用など幅広く情報発信できるようになった。	新HP開設はH30、SNSでの情報発信はH32の取組内容であったが、計画より早く策定し運用を開始した。新HPの更新は、業者に委託せず各課で更新可能となった。運用開始に合わせて最新情報を迅速に発信できるよう、職員研修を開催した。	A	課によって情報更新に差がある。どの課でも情報更新を迅速に行えるよう職員研修を実施し、更新状況を監視する。
			2	広聴広報活動の推進	【取組主管課】 ●秘書課 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・市民座談会、各種アンケート等のほか、各種審議会等を通して、市民の意見等を聴く機会の確保と市政運営への反映を図る。	-	・広聴活動に積極的に取り組み、真の市民ニーズを的確に捕捉し、その結果が市政に反映されている状態	・市民と市長との対話集会「市民座談会」を今後も開催する。 ・各種アンケートの実施。 ・市長への手紙を引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する	・市民アンケート調査（18歳以上の男女1,500人を対象）を実施し、結果を事務事業評価に活用した。 ・座談会は1回実施し、1団体、13名が参加。 ・パブリックコメント4案件実施。 ・市長への手紙 94件、HPからの意見要望苦情41件	・市民アンケートの回答は613件（40.9%）で、市民の市政に対する（不）満足度や直接的な意見を聞くことができた。 ・市長への手紙やHPからのメールでは、市民や市外からの意見や要望等を聞き業務を見直すきっかけとなった。 ・座談会では市長と直接対話をすることで、地域での困っていることなどを把握し、改善を図る。	C	・アンケートは市民が直接市政へ意見を伝える方法であるので、実施内容や時期を見直し、より多くの市民が参加しやすくなるように工夫する。 ・座談会の回数が少なかったことで、市民や団体への周知を図り、より多く座談会を実施し広く生の声を聴く機会を設ける。
			3	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・みんなでまちづくり推進課 ・福祉総合相談課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・社会経済情勢や市民ニーズに対応するため、引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、相談環境の整備や職員の専門性・接客等の質高め、相談窓口の充実を図る。	-	・市民ニーズに対応した相談窓口が設置され、市民の満足度の維持・向上が図られている状態	・新たな相談窓口の需要への対応を検討する。 ・庁舎増築に伴う相談窓口の環境整備 [相談サービスの質の向上]・職員研修や職場内研修（OJT）を活用し、専門性や接客の質の高いサービスを提供する。 ・窓口アンケートを実施し、現状の把握と改善を図る。	・みんなでまちづくり推進課に消費生活センターを設置した。また周知のための啓発活動や出前講座を実施した。高齢者見守りネットワーク構築のため、介護福祉課所管の認知症支援ネットワーク会議に参加 ・福祉総合相談課ではCSWを社協へ委託し配置している。また事例検討会を通じ、課題の抽出やより良い支援方法を協議した。	・国、県民生活センター主催の研修会に参加し、スキル向上が図られた。 ・CSWを配置することで、相談の入口が増え、一定の成果がでている。 ・事例検討会を定期的に行うことで、関係機関への適切な協力要請、役割分担ができています。	B	・消費生活相談員の代替相談員の確保を引き続き行なう。 ・高齢者の見守りネットワークのさらなる強化充実を図る ・外国人や聴覚等の障害者の相談対応を検討 ・関係課（機関）との合同による事例検討会を増やすことで、さらに多面的な視点で見ることが可能となる。 ・相談業務における窓口アンケートでは現状把握が難しいため、市民アンケートの「市役所の窓口は利用しやすいと思いますか」の項目により成果を図る。（H29/71.4%）
			4	新たな市民参画の手法	【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	南アルプス市の現状にあった協働の形を作っていく。	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画	・第2次協働のまちづくり基本方針で計画されている内容が履行されている状態。	・市民の意見を反映させ第2次協働のまちづくり基本方針、第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画の運用に向けて検討を行なう。	4月に実施したパブリックコメントの結果を基に、みんなでまちづくり推進本部会議の承認を得て、第2次協働のまちづくり基本方針及び第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画を策定した。また、地域コミュニティの幸福度やつながりについて調査をモデル事業として実施し、報告会を開催した。	モデル事業の報告会では、昔からある地域と比較的最近できた地域での幸福度やつながり方には違いがあるが、地域のつながりが深く、人々の幸福度が高くなっている結果となった。この結果から家族や地域の人々とのつながりや交流を通じて住んでいる地域の社会参加につながる事が認識された。	C	第2次協働のまちづくり基本方針及び第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画を策定したが、市民等へ周知し、公表することが出来なかった。30年度にホームページ等に掲載を予定している。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)									
									平成29年度計画	平成29年度の取組内容		取組 達成度										
3 人材育成と時代に即応した組織の見直し																						
●職員の意識改革や資質向上に取り組み、職員の能力が最大限発揮される組織を目指す人材育成と時代に即応した組織の見直し																						
①定員の適正化及び組織の見直し	1	定員適正化の推進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 ○定員適正化の方針 ・事業の執行に必要な最小の人員体制の構築 ・最大の効果を発揮できる組織の構築と人材の育成	定員適正化計画	・第3次定員適正化計画に基づき、平成32年度当初における職員数を次のとおりとする。 正規職員数 615人	・第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・第3次定員適正化計画に示した正規職員数 621人 (平成29年4月1日現在正規職員数)	・年度当初に退職者数を勘案した採用計画を策定しており、それにより採用試験を実施し、計画以内の職員数にすることができた。 (平成29年4月現在618人)	・退職者の数、職種を勘案し、採用計画を策定している。これにより必要な職員数を確保することが明確になっているため、計画より3名減の職員数となった。(予定外の退職職員もいた)	A	・現在は、専門職の採用を退職者補充としているが、今後は業務内容、質・量について人事ヒアリング等で聞き取りを行い、職種別の必要枠を見極める必要がある。また、業務改善、効率化の観点についても関係各課と連携を図った上で、適正な人員確保を目指す。											
												2	組織の見直し	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・総務課 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織を構築するとともに、行政運営上の環境変化などの課題に対応するため、適時・適切に見直しを行なう。	—	・市の政策・戦略と業務量に沿った、効率的な組織が構築されている状態	・行政運営上の環境変化などに対応するため、適時・適切に組織の見直しを行なう。	H30.4月からの業務分掌事務について、より効率的・効果的に業務を行なうため、分掌事務の見直しを行った。 ◆ユネスコエコパークの推進に関すること ◆観光商工課内(担当)⇒ユネスコエコパーク推進室 ◆6次化拠点整備室⇒南アルプスIC新産業拠点整備室 ◆介護福祉課(事業所担当)新設 ◆浄水管理課(浄水担当)新設 ◆教育委員会の所掌業務の見直し(課名、担当変更)	・職員数の減、業務の多様化、また、事務量の増加に対応するため、より効率的・効果的に業務を行なうための見直しが行われた。 ・人事課も組織見直しのヒアリングに同席したことで、事前に内容を把握することができ、人事ヒアリングに活かされた。	B	限られた職員数の中で、適正な人事配置が求められる。人事担当と協力して進めることが望ましい。職員数の減に伴い、時間外が増加しており課の統廃合・業務の見直しが求められる。庁舎整備により窓口サービスにおける導線も変更となることから、大きな機構改革が必要と考える。
	②人材育成の推進	1	職員能力の開発促進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員の意識改革をはじめ、事務処理能力、問題解決能力及び政策形成能力等を強化する実践的な研修等の実施ほか、自己啓発の促進を図る。 ・専門職をはじめとする専門性の高い職員の育成を図るため、組織における役割分担を明確にするるとともに職場内研修(OJT)の強化を図る。	人材育成方針	・職員の職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・課題解決に向けた研修については、外部講師を招き、各階層の課題に沿った内容で研修できるように詳細を打合せしながら行っており、受講者からの評判が良い。	B	・職員一人ひとりの研修に対する意識をより向上させるための取り組みが必要である。 ・人材育成は非常に重要だと考えるが、職員減及び業務量の増加により、研修を負担に考える職員が増えていると感じる。											
												2	人事評価制度の適正な運用	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員一人一人が自らの能力を高めるとともに、組織全体の士気高揚を図りつつ、効率的かつ効果的な行政運営を行なうため、人事評価制度を活用し人材育成に繋げつつ、能力や実績に基づく人事管理を進める。	—	・人事評価制度により、能力、勤務姿勢や業績の評価及び任用・昇給等への反映が適切に行われ、人材育成や組織の士気高揚に活かされた状態	・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行なう。	・適性な評価を行なうための評価実務研修、新任評価者及び採用2年目職員に対する目標設定、評価研修を実施した。 ・消防職員向け人事評価の手引きの作成着手した。	・繰り返し、評価者実務研修を実施することで、評価が標準化してきている。	A	・今後は、勤勉手当への反映の実施後、現状の評価と変化がないか検証していく必要がある。 ・勤勉手当への反映についてはしっかり制度設計を行なう事が重要である。

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									平成29年度計画	平成29年度取組内容	取組 達成度		
4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進													
●人と人、人と地域、地域と地域、また異なる分野間の多様な関係性の再構築による多様な協働の推進													
①地域自治の推進	1	地域コミュニティ活動の推進		【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】	・市民による地域課題の解決に向けた自発的・主体的な取組を支援する。	—	・地域コミュニティ活動がより自発的・主体的に推進されている状態 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 70%（H27:54.3%）	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行なう。 【具体的な取組例】 ・地域コミュニティイベント支援 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 62.1%	自治会を中心とした地域コミュニティの活動は、それを担う団体への支援として「まちづくりの人材育成」の項目で行っている。新しい団体が出来る一方で、後継者や担い手不足により活動の中止や解散といった実情がある。 また、補助金等の見直しにより市内6地区のイベント1つに支援しており、その他の地域イベントには自治会活動交付金の一部を利用してもらっている。	・自治会活動交付金は、1世帯当たり1,600円を交付しており、僅かではあるが、活動の一助になっていると思われる。 ・新たな団体等の支援としてみんなでまちづくり推進会議において、テーマ型補助金の継続と、取組みやすい協働事業の検討を行っている。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 52.5%	B	・企業のCSR（社会的責任）の活用や伝統的な行事の見直しなど、地域イベントの存続は、各年代の歩み寄りや、若者の取り込みが必要である。 ・市民活動センターに所属している相談役のコーディネーターの周知や、人材の発掘等を検討する。	
		自治会組織の適切な運用		【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】	・市民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進するための自治会組織の適切な運用を図る。	—	・自治会組織が有効に活用され、地域主体のまちづくりが推進されている状態 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 50.0%（H27:35.4%）	・自治会組織を支援するほか、会員の資質向上に資する研修などに取り組む。 ・自治会活動交付金の交付 ・自治会組織の適切な運用 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 40.4%	・自治会活動交付金の交付を行った。 ・自治会連合会会則、専門委員会設置規程を見直し、スリム化を図り一部改正を実施 ・ごみ収集等について、自治会の抱える諸問題を協議 ・自治会長等の負担軽減について協議	・常任理事会と各地区自治会の組織体系の見直しを進めた。 ・自治会のゴミ収集関係のアンケートを実施し、課題等を把握し、課題を絞り少しでも自治会へ還元することとした。 ・自治会長等にとっての負担を抽出し、その軽減策を検討した ・常任理事の改選年で上記の協議のみで終わってしまい、予定していた研修は、実施できなかった。 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 39.0%	C	・来年度は研修を実施する。 ・自治会において事務局等の設置や役員任期などを再検討し、モデル規約の作成を検討する。 ・自治会には、それぞれに歴史があり特色がある。少子高齢化社会がもたらす影響は計り知れないが、団塊の世代を活用し自治会活動を支援していく。	
	②市民活動の推進	1	多様な担い手による市民活動の促進		【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】	・市民活動センターの施設の維持管理、運営その他関連業務を民間の中間支援組織（市民活動を支援するNPOなど）を養成し担当させることで、多様な市民活動の活性化を図るとともに、様々な主体による協働を促進する	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画	・多様な市民活動が推進されている状態（地域活動や市民活動に参画する市民の増加など） ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 70%（H27:54.3%）	・市民活動センターを拠点とした市民活動に関する情報の受発信や相談窓口機能の強化を図るため、市民活動の実態や課題等の情報を収集・整理するとともに、情報の共有化と可視化に向けた取組を推進する。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 62.1%	・多くの市民の方に市民活動センターを知ってもらうため、広報誌でセンターの活動内容について啓発を行った。また、県外研修等に参加し市民活動の支援に役立つ情報等の収集を行った。	・市内で活躍している団体や個人の方の講演などを通じて、市民活動団体の活動に興味を持ち、他の団体等との交流や情報交換の場を提供している。また多くの市民活動団体が利用し、活動が広がっていくよう、市民活動コーディネーターの育成を今後も図っていく。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 52.5%	B	・市民活動センターのホームページやフェイスブックで、市民活動団体や多くの市民へ、活動団体の活動情報やセンターのイベント情報を発信し、市民活動へ参加する市民の輪を広げていく予定。
			まちづくりの人材育成		【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・行動に向かうための働きかけとして、まちづくりに関する講座や講習会を開催し、まちづくり活動を担う人材の育成を図る。	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画	・まちづくりを担う人材が育成され、市民活動が推進されている状態	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。 ・平成28年度までに実施した協働支援テーマ型活動助成事業について、アンケート調査を実施した。	・まちづくりを担う人材育成や支援として、WAKAMONO大学での振り返り講座を開催、3件の南アルプス市協働支援テーマ型活動助成事業が行われ、市民活動団体が自ら活動する手段や方法を学び、多くの人とつながり、情報交流を行った。 ・平成28年度までに実施した協働支援テーマ型活動助成事業について、アンケート調査を実施した。	・協働支援テーマ型活動助成事業を活用し事業を行った団体の取り組みが、地域や多くの団体等と連携した活動がNHKで紹介された。市民活動フォーラムで活動内容、反省点や今後の活動に向けて発表を行った。	B	・協働支援テーマ型活動助成事業について、アンケート調査を実施し、事業は継続することとなったため、事務局による申請から事業実施までのアドバイス等支援を行っていることが課題である。
	③取り組み推進のための環境整備	2	職員の意識向上と体制整備		【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・市民活動や協働に関する庁内の情報共有化、職員の意識向上に向けた研修の開催、取組推進のための体制整備を図る。	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画	・市民活動や協働の推進に向けて、職員の意識向上が図られている状態 ・期間中にすべての職員を研修対象とする。	・職員の意識向上を図るため、市民活動や協働に関する職員研修を実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組の整理・体制の検討等を行なう。	・職員の意識の向上については、管理職員以外の全職員を対象に協働のまちづくりについての研修を行った。	・第2次協働のまちづくり基本方針の内容について理解を深め、職員の意識改革につなげる機会となった。	B	・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画を推進していくためには、職員の協働を進める意識啓発の研修会や市民団体などの連携や情報の共有など推進体制を検討する。